

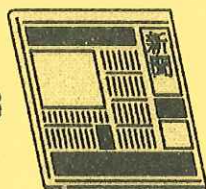
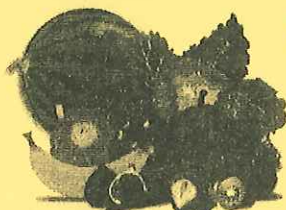
導入までわずかとなりました！ほんとに準備は大丈夫ですか？

# 消費税軽減税率対策セミナー

軽減税率制度ってなに？

日々の取引や経理にどのような影響があるの？

税額はどうやって計算するの？



消費税率は、いよいよ本年10月より10%に引き上げられます。併せて軽減税率制度も導入され、販売・購入する商品・サービスには8%と10%が混在することになります。

発行する請求書の様式や価格表示、帳簿の記載方法も変える必要があります。準備は大丈夫ですか？最終確認が必要です！お客様離れを防ぐにはどう準備をすればよいのか、お悩みの方も多いのではないのでしょうか。また、免税事業者の方でも、課税事業者と取引を行う場合、対応が必要となる場合があります。平成35年10月からは、適格請求書等保存方式（インボイス方式）という新しい消費税制度も導入される予定です。

本セミナーを、事業者として理解し準備しておく事項の最終確認としていただければ幸いです。

“軽減税率”ほか今後の消費税の改正項目については、正しい知識と具体的な対策の準備が必要です。本セミナーでは、準備すべきことをしっかりと解説していきます。この機会に、ぜひご参加ください。

講師：片岡 勉 氏

片岡勉税理士事務所 税理士

講師：益田税務署担当官

益田税務署個人課税部門担当官

●お問合せ先 吉賀町商工会  
☎ 77-1255

◆日時 9月6日(金) 13:30~15:30

◆場所 吉賀町商工会 本所

◆内容 ①軽減税率制度の概要

②自社商品が軽減税率の対象となるか確認  
しましょう。

- ・軽減税率制度とは
- ・軽減税率対象商品
- ・軽減税率での価格表示

③軽減税率制度導入により変更となる事務  
処理について

- ・変更となる事務処理
- ・請求書様式の変更

④適格請求書等保存方式（インボイス制度）



参加申込書 ■ 申込〆切：9月3日(火) FAX：77-1640

事業所名

T E L

所在地

F A X

参加者名

参加者名

※頂いた個人情報は本セミナーに関する範囲内でのみ使用し、その他の目的では利用しません。